

自衛官募集関係法令(抜粋)

目次

- 日本国憲法(昭和22年5月3日施行)
- 地方自治法(昭和22年4月27日法律第67号)
- 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)
- 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)
- 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号) 平成17年4月1日施行
- 自衛隊法(昭和29年6月9日法律第165号)
- 自衛隊法施行令(昭和29年6月30日政令第179号)
- 自衛隊法施行規則(昭和29年6月30日総理府令第40号)
- 2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令(昭30.12.28 防衛庁訓令第80号)
- 職業安定法(昭和22年法律第141号) 第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等

日本国憲法（昭和22年5月3日施行）

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔地方自治の本旨の確保〕

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

地方自治法（昭和22年4月27日法律第67号）

（地方公共団体の役割、国の役割）

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国

的な規模で若しくは全国的な視点にたって行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

(地方公共団体の法人格とその事務)

第2条 略

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）

(政令に定める法定受託事務)

第1条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）

第2条第9項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第10項の政令に示すものは、第1号法定受託事務（同条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務をいう。第223条において同じ。）にあつては別表第1の上欄に掲げる

政令についてそれぞれ同表の下欄に、第2号法定受託事務（同法第2条第9項第2号に規定する第2号法定受託事務をいう。第224条において同じ。）にあっては別表第2の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表1

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）

第114条から第120条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務

（以下省略）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

（目的）

第1条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

（市町村長等の責務）

第3条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように

努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。

- 4 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、第十五条の四第一項に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書、第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し、第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たって、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない。

(住民票の記載事項)

第7条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

一の二 氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。）

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

六 住民となった年月日

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

- 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨
- 十 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（略）
- 十の二 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項（略）
- 十の三 介護保険の被保険者の資格に関する事項（略）
- 十一 国民年金の被保険者の資格に関する事項（略）
- 十一の二 児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する事項（略）
- 十二 米穀の配給を受ける者の米穀の配給に関する事項（略）
- 十三 住民票コード（略）
- 十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

（国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第11条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに関覧させることを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称
- 二 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの（次項において「犯罪捜査等のための請求」という。）にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）

- 三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 3 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（目的）

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（利用目的の特定）

- 第17条** 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第18条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(以下略)

(第三者提供の制限)

第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(以下略)

(利用及び提供の制限)

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第70条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付

し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）

（自衛隊の任務）

第3条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であって、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

一 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

二 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

3 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

（地方協力本部）

第29条 地方協力本部においては、地方における渉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。

2 地方協力本部に、地方協力本部長を置き、自衛官又は事務官をもつて充てる。

3 地方協力本部長は、防衛大臣の定めるところにより、方面総監の指揮監督を受け、部務を掌理する。

（隊員の採用）

第35条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実

証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあっては、能力。第37条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

3 第1項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

（欠格条項）

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 隊員は、前項各号の1に該当するに至つたときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

（災害派遣）

第83条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3以下 略

(防衛出動時の武力行使)

第89条 第76条第1項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を
防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 略

(都道府県等が処理する事務)

第97条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及
び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募
集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

3 第1項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定
により都道府県警察の行う協力を要する経費は、国庫の負担とする。

自衛隊法施行令（昭和29年6月30日政令第179号）

(募集期間の告示)

第114条 二等陸士として採用する陸上自衛官（第百十七条において「二等陸
士」という。）又は陸上自衛隊の自衛官候補生の募集期間は、防衛大臣の定め
るところに従い、都道府県知事が告示するものとする。

(応募資格の調査及び受験票の交付)

第115条 市町村長は、前条の募集期間内にその管轄する市町村の区域内に現
住所を有する者から志願票の提出があつたときは、その志願者が防衛省令で
定める応募年齢に該当し、かつ、法第38条第1項に規定する欠格事由に該
当しないかどうかを調査し、応募資格を有すると認めた者の志願票を受理す
るものとする。

2 市町村長は、前項の志願票を受理したときは、これを当該市町村を包括する

都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長に送付し、これらの者と試験期日及び試験場について協議の上、志願者に受験票を交付するものとする。

(応募資格の調査の委嘱)

第 1 1 6 条 市町村長は、前条第 1 項の志願者の本籍が当該市町村にない場合には、同条同項の調査を志願者の本籍がある市町村の市町村長に委嘱することができる。

(試験期日及び試験場の告示等)

第 1 1 7 条 都道府県知事は、当該都道府県の区域を警備区域とする方面総監と協議して二等陸士又は陸上自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を定め、これを告示するものとする。

2 都道府県知事は、自衛隊が管理する場所、施設又は器具（以下この項において「場所等」と総称する。）以外の場所等を二等陸士又は陸上自衛隊の自衛官候補生の採用試験のため使用しようとする場合には、都道府県知事の管理する場所等又は他の者の管理する場所等をその管理者と協議の上、自衛隊に使用させるものとする。

(海上自衛官、航空自衛官等の募集事務)

第 1 1 8 条 都道府県知事及び市町村長は、第 114 条から前条までの規定の例により、二等海士として採用する海上自衛官若しくは二等空士として採用する航空自衛官又は海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生の募集に関する事務を行う。

(広報宣伝)

第 1 1 9 条 都道府県知事及び市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝を行うものとする。

(報告又は資料の提出)

第 1 2 0 条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出

を求めることができる。

(事務の区分)

第162条 第百十四条から第百二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務（中略）は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

自衛隊法施行規則（昭和29年6月30日総理府令第40号）

(隊員の採用)

第21条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第7条第1項第1号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第11条において準用する同法第7条第1項第1号の規定により任期を定めて任用される自衛官（第24条第4項及び第59条において「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

2 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒以外の隊員（予備自衛官等を除く。）の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。

(試験の方法)

第22条 隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。

2 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査を行うことができる。

- 3 防衛大学校の学生の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、第1項に規定する試験の方法のほか、適応能力試験、討議試験及び体力試験を行うことができる。

(自衛官の採用時の階級)

第24条 自衛官（次項に規定する自衛官を除く。）は、二等陸士、二等海士又は二等空士に採用する。

- 2 三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官（以下「幹部自衛官」という。）の候補者たる自衛官は陸曹長、海曹長又は空曹長に、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官は防衛大臣の定めるところにより二等陸士、二等海士又は二等空士にそれぞれ採用するものとする。
- 3 自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者の当該自衛官としての階級は、二等陸士、二等海士又は二等空士とする。
- 4 防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに任期付自衛官に採用する場合には、第1項の規定にかかわらず、防衛大臣の定める階級に採用することができる。
- 5 法第45条の2第1項の規定により自衛官に採用する場合には、第1項の規定にかかわらず、従前の勤務実績に基づく階級に採用することができる。

(年齢の範囲)

第25条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

- 一 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢 18 歳以上 27 歳未満
 - 二 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢 22 歳（防衛大臣が定める場合にあつては、18 歳以上で防衛大臣の定める年齢）以上 30 歳未満
- 2 自衛官候補生の採用は、年齢 18 歳以上 27 歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

(筆記試験)

第26条 二等陸士、二等海士若しくは二等空士又は自衛官候補生を採用するための筆記試験は、次の各号に掲げる科目につき、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度の学力について試験するものとする。

る。

- 一 国語
- 二 数学
- 三 社会

- 2 前項に規定する筆記試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、同項各号に掲げる科目以外の科目についても試験を行うことができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官を二等陸士、二等海士又は二等空士に採用するための筆記試験は、防衛大臣が定める科目につき、学校教育法 に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

(身体検査)

第27条 自衛官及び自衛官候補生の身体検査においては、次の各号に定める基準に該当する者をもつてその合格者とする。

- 一 身長が 155 センチメートル以上であること。
 - 二 体重が 47 キログラム以上であって身長との均衡を失っていないこと。
 - 三 胸囲が身長との均衡を失っていないこと。
 - 四 両眼の裸眼視力が 0.6 以上、両眼の裸眼視力が 0.1 以上で矯正視力が 0.8 以上又は両眼の裸眼視力が 0.1 未満であって両眼の矯正視力がプラスマイナス 8.0 ジオプトリーを超えない範囲の屈折度のレンズによって 0.8 以上であること。
 - 五 弁色力がおおむね完全であること。
 - 六 聴力が正常であること。
 - 七 環境の変化に堪え、共同生活を行いうる適性のある者であること。
 - 八 体く完全、身体強健で伝染性疾患、慢性疾患、奇形、四肢関節障害等の異常がないこと。
 - 九 前各号のほか、防衛大臣の定める基準
- 2 前項の基準によることが適当でない自衛官及び自衛官候補生についての身体検査においては、別に防衛大臣が定める基準に該当する者をもつてその合格者とする。

(予備自衛官補の採用)

第27条の2 予備自衛官補は、18歳以上 34歳未満の者から採用する。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を有する予備自衛官補は、18歳以上 55歳未満の者から採用することができる。

2 予備自衛官補の筆記試験の科目及び程度は、第26条第1項及び第2項に規定する筆記試験の科目及び程度に準じて防衛大臣が定める。

3 予備自衛官補の身体検査の合格者に係る基準は、前条に規定する身体検査の合格者に係る基準の例による。

2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令（昭30.12.28 防衛庁訓令第80号）

(用語の定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「募集業務」とは、募集に関する計画及び広報、志願受付、並びに試験を行うことをいう。

(2) 「採用業務」とは、採用に関する計画、採用予定者に対する通知、入隊時における身体検査の実施及び採用者の決定を行うことをいう。

(3) 「募集管轄地域」とは、方面総監が募集業務を担当すべき区域をいい、その区域は、施行令第14条に規定する警備区域とする。

(4) 「募集担当区域」とは、地方協力本部長が募集業務を担当すべき区域をいい、その区域は、施行令第48条に規定する地方協力本部の担当区域とする。

(5) 「募集年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

(6) 「募集期」とは、募集年度を各採用時期に応じて区分した期間をいう。

(地方協力本部長の行う業務)

第5条 地方協力本部長は、方面総監の定める計画及びその指示に基き、募集担当区域の都道府県知事及び市町村長に連絡したうえ、募集担当区域内の募集業務及び採用業務（入隊時における身体検査の実施及び採用者の決定を除

く。)を実施する。

(補充業務の通則)

第7条 募集業務及び採用業務実施のため、募集年度ごとにそれぞれ数回の募集期を設ける。

- 2 各募集期は、募集年度当初に防衛大臣が定める。
- 3 志願受付は、常時行う。
- 4 試験及び採用の時期は、年度募集計画において定めるところによる。

(応募資格)

第8条 2等陸士、2等海士及び2等空士の応募資格を有する者は、日本国籍を有する男子で次の各号の要件に該当する者とする。

- (1) 年齢 18歳以上 27歳未満であること。
 - (2) 学力 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有すること。
 - (3) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、2等陸士、2等海士及び2等空士で特定の部隊及び機関において特定の職務に従事するものの応募資格を有する者は、日本国籍を有する女子で前項各号の要件に該当する者とする。
- 3 第1項第1号の応募資格年齢の計算期日は、採用予定月の1日とする。

(試験期日及び試験場)

第14条 方面総監は、地方協力本部長をして、陸上幕僚長の指示する試験実施期間の範囲内で、募集担当区域ごとに、その実情に適した試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項について、担当区域の都道府県知事と協議させるものとする。

- 2 前項の試験場については、地方協力本部長は、方面総監の指示に基き、その募集担当区域の地積の大小、交通の便否及び志願者数並びに試験のため配分された経費等を考慮のうえ、都道府県知事と協議するものとする。
- 3 試験場は、できる限り自衛隊の施設を使用する。

(地方公共団体との調整)

第15条 方面総監及び地方協力本部長は、募集業務に関し関係都道府県知事、市町村長及び公共職業安定所長等と調整を図って、業務の円滑な遂行に努めなければならない。

(都道府県募集連絡会議)

第16条 募集業務に関し、自衛隊と都道府県との連絡の円滑を図るため、都道府県募集連絡会議を行う。

第2款 広報

(広報実施の通則)

第17条 募集広報は、募集年度を通じて行う。ただし、陸上幕僚長は、各募集期ごとに広報重点期間を設け、施行令第119条に定める都道府県知事及び市町村長の行う募集広報宣伝と緊密に連絡を保って、この期間に、その募集期の採用目標数を達成することを主眼として、広報の徹底を期するものとする。

(関係機関等の連絡)

第18条 方面総監及び地方協力本部長は、募集広報を行うにあたっては、官公署、学校、報道機関、協力諸団体等と連絡して、その協力が得られるようにするものとする。

(都道府県知事及び市町村長の行う広報宣伝に対する資料等の提供)

第19条 方面総監及び地方協力本部長は、都道府県知事及び市町村長が適切な広報宣伝を行うことができるように、募集広報資料、資材等を提供するものとする。

第3款 志願手続

(志願案内及び志願票)

第20条 陸上幕僚長又は方面総監は、募集を行うにあたっては、志願案内及び志願票を作成し、これを地方協力本部長に送付するものとし、送付を受けた地方協力本部長は、志願案内及び志願票を都道府県知事及び市町村長に送付する。

2 志願案内に記載する事項は、おおむね、次の各号のとおりとする。

- (1) 応募資格
- (2) 採用予定人員
- (3) 任用階級及び待遇並びに任用期間
- (4) 募集日程
- (5) 志願手続
- (6) 試験要領
- (7) 採用予定者の決定及び通知
- (8) 自衛隊の実情紹介事項
- (9) その他必要な事項

3 志願票の様式は、別紙第 1 のとおりとする。

(志願票の提出及び受理)

第 2 1 条 志願者には、志願者の現住所を管轄する市町村長に志願票 1 通を提出させる。

2 地方協力本部長に直接提出された志願票については、地方協力本部長はその志願者の現住所を管轄する市町村長に、志願者の現住所、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

3 地方協力本部以外の部隊等に提出された志願票は、その志願者の現住所を募集担当区域とする地方協力本部長に送付する。この場合、地方協力本部長は、前項の規定に準じ、市町村長に対して通知するものとする。

(選抜方法)

第 3 3 条 採用候補者の選抜は、筆記試験、身体検査、口述試験及び適性検査のそれぞれの試験について合格した者の中から行う。

(採用予定者に関する通報)

第 3 8 条 地方協力本部長は、教育を受ける部隊ごとに採用予定者名簿を作成して、志願票、試験成績表等を添えて採用予定者が教育を受ける部隊の長に送付するものとする。この場合において、採用予定者が教育を受ける部隊以外の部隊に入隊する場合には、入隊部隊の長に対しても採用予定者名簿を送付するものとする。

- 2 地方協力本部長は、採用予定者の氏名を採用予定者の現住所を管轄する都道府県知事及び市町村長に通報するものとする。採用予定者であって採用されなかったものがある場合には、その者の氏名を同様に通報するものとする。
- 3 採用予定者名簿の様式は、別紙第7のとおりとする。

(出頭した採用予定者に対する身体検査等)

第39条 出頭した採用予定者に対しては、入隊部隊の長（陸上自衛隊にあっては、駐屯地業務隊長又は駐屯地業務を担当する部隊等の長）は、身体検査の訓令に定める身体検査を行ない、その合否を決定し、不合格者は即日帰郷させるものとする。

- 2 入隊部隊の長は、採用者の決定後直ちに、採用予定者名簿に採用予定者の出頭不参の別、身体検査の合否その他必要な事項を注記して、地方協力本部長に返送しなければならない。

(採用保留者に対する措置)

第40条 採用候補者のうち採用人員の都合により採用できなかった者については、次々期募集期の終期まで関係書類を整理保管し、その間における採用を考慮することができる。

職業安定法（昭和22年法律第141号）

第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等

(学生生徒等の職業紹介等)

第26条 公共職業安定所は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）の学生若しくは生徒又は学校を卒業し、又は退学した者（政令で定める者を除く。以下「学生生徒等」という。）の職業紹介については、学校と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡により、学生生徒等に対して紹介することが適当と認められるで

きる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能力に適合した職業にあっせんするよう努めなければならない。

- ② 公共職業安定所は、学校が学生又は生徒に対して行う職業指導に協力しなければならない。
- ③ 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の3に規定するキャリアコンサルタントによる相談の機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

（学校による公共職業安定所業務の分担）

第27条 公共職業安定所長は、学生生徒等の職業紹介を円滑に行うために必要があると認めるときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。

- ② 前項の規定により公共職業安定所長が学校の長に分担させることができる業務は、次に掲げる事項に限られるものとする。

一 求人の申込みを受理し、かつ、その受理した求人の申込みを公共職業安定所に連絡すること。

二 求職の申込みを受理すること。

三 求職者を求人者に紹介すること。

四 職業指導を行うこと。

五 就職後の指導を行うこと。

六 公共職業能力開発施設（職業能力開発総合大学校を含む。）への入所のあっせんを行うこと。

- ③ 第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長（以下「業務分担学校長」という。）は、第五条の六第一項本文及び第五条の七第一項本文の規定にかかわらず、学校の教育課程に適切でない職業に関する求人又は求職の申込みを受理しないことができる。
- ④ 業務分担学校長は、公共職業安定所長と協議して、その学校の職員の

中から職業安定担当者を選任し、その者に第二項各号の業務を担当させ、及び公共職業安定所との連絡を行わせることができる。

- ⑤ 公共職業安定所長は、業務分担学校長に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他業務分担学校長の行う第二項各号の業務の執行についての援助を与えるとともに、特に必要があると認めるときは、業務分担学校長に対して、経済上の援助を与えることができる。
- ⑥ 業務分担学校長は、その業務の執行に関し、厚生労働大臣が文部科学大臣と協議して定める基準に従わなければならない。
- ⑦ 公共職業安定所長は、業務分担学校長が、法令又は前項の基準に違反したときは、当該業務分担学校長の行う第二項各号の業務を停止させることができる。
- ⑧ 前各項の規定は、学校の長が第三十三条の二の規定に基づいて無料の職業紹介事業を行う場合には適用しない。

(施行規定)

第28条 公共職業安定所と学校との間における連絡、援助又は協力に関する方法その他学生生徒等の職業紹介に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。